

茨木市土地開発公社事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、茨木市土地開発公社における事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化を図るため事務の決裁に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長が、その権限に属する事務の処理について意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 理事長が、その責任において、その権限に属する特定の事務処理について、所管の役員及び職員に意思決定をさせることをいう。
- (3) 代決 理事長が、その責任において、理事長又は専決者が不在のときにその権限に属する事務の処理について、所管の役員及び職員に意思決定させることをいう。

(専務理事の分担事務)

第3条 専務理事は、おおむね次に掲げる区分によりその事務を分担する。

業務担当専務理事 業務に関すること。

経理担当専務理事 会計経理に関すること。

第4条 前条の区分にかかわらず、理事会提出議案並びに重要な事業の執行、運営に関する方針、計画の確定及び変更に関する事案については、両専務理事の所管とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、特に専務理事を指定して、これを掌理させることがある。

(職務代理の順序)

第5条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときその職務を代理する理事の順序は次のとおりとする。

- (1) 業務担当専務理事
- (2) 経理担当専務理事

(決裁の手續)

第6条 事務は原則として決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する係長から順次所属上司の決定を経て、理事長又は専決者の決裁を受けなければならない。

(後閲)

第7条 代決した事項中重要又は必要と認めるものについては、事後すみやかに閲覽に供するものとする。

(合議)

第8条 決裁を受けるべき事項で、他の部及び課に関係があり特に合議を必要とするものは、関係部長及び課長に合議するものとする。

(業務担当専務理事の専決事項)

第9条 業務担当専務理事が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員の出張に関する事。
- (2) 業務の執行で重要なものの企画及び調整に関する事。
- (3) 重要な通知、照会及び回答に関する事。
- (4) 予定価格が1件20万円以上100万円未満の土地の購入及び物件の補償に関する事。
- (5) 予定価格が1件100万円以上1,000万円未満の工事の請負契約に関する事。
- (6) 予定賃貸借料の年額が1件10万円以上50万円未満の物件の貸借に関する事。
- (7) 1件100万円以上500万円未満の物品購入及び修繕並びに物件、労力その他供給に関する事。
- (8) 1件100万円未満の土地及び物件の売渡しに関する事。
- (9) 1件5,000万円以上の収入及び支出の命令に関する事。
- (10) 前各号に準ずる事項に関する事。

(経理担当専務理事の専決事項)

第10条 経理担当専務理事が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 資金の計画に関する事。
- (2) 指定金融機関等に関する事。
- (3) 借入金の利率等に関する事。
- (4) 前各号に準ずる事項に関する事。

(部長の専決事項)

第11条 部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

部長共通専決事項

- (1) 軽易な通知、照会その他往復文書に関する事。
- (2) 情報の公開の可否を決定する事。

総務部長専決事項

- (1) 予定価格が1件20万円未満の土地の購入及び物件の補償に関する事。
- (2) 予定価格が1件100万円未満の工事の請負契約に関する事。
- (3) 1件1,000万円以上5,000万円未満の収入及び支出の命令に関する事。
- (4) 土地の測量調査、鑑定等の委託に関する事。
- (5) 予定賃貸借料の年額が1件10万円未満の物件の貸借に関する事。
- (6) 1件20万円以上100万円未満の物品購入及び修繕並びに物件、労力その他供給に関する事。

- (7) 前渡金の支出及び精算に関する事
- (8) 官公庁に対する許可申請等に関する事
- (9) 物品の需要計画に関する事
- (10) 前各号に準ずる事項に関する事

経理部長専決事項

- (1) 資金の調達及び償還に関する事
- (2) 1件1,000万円以上の収入及び支出の命令書の審査に関する事

(課長の専決事項)

第12条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

課長共通専決事項

- (1) 定例かつ軽易な諸証明、諸報告、諸願、諸届、公簿の閲覧等の処理に関する事
- (2) 文書、物品の保管に関する事

総務課長専決事項

- (1) 取得財産及び法人登記に関する事
- (2) 土地の取得に伴う諸証明に関する事
- (3) 取得等台帳の整備に関する事
- (4) 諸資料の収集及び整備に関する事
- (5) 工事の設計及び施工の監督に関する事
- (6) 土地等の取得及び移転補償物件等の軽易な調査に関する事
- (7) 1件1,000万円未満の収入及び支出の命令に関する事
- (8) 1件20万円未満の物品購入及び修繕並びに物件、労力その他供給に関する事
- (9) 前各号に準ずる事項に関する事

会計課長専決事項

- (1) 現金及び有価証券の出納、保管に関する事
- (2) 1件1,000万円未満の収入及び支出の命令書の審査に関する事
- (3) 前2号に準ずる事項に関する事

(専決の制限)

第13条 第9条から第12条までの規定にかかわらず、理事会に付議すべき事項について、理事長の特命のあった事項又は特に重要若しくは異例と認められる事項については上司の決裁を受けなければならない。

(理事長の決裁事項の代決)

第14条 理事長の決裁を受けるべき事項について、理事長不在のときは、専務理事がその主管する事項を代決することができる。

2 理事長、専務理事ともに不在のときは、所管部長がその事項を代決することがで

きる。

(専決事項の代決)

第 15 条 部長の専決できる事項について、部長不在のときは、次長が、次長不在のときは課長がその事項を代決することができる。

(非常災害時等の事務処理)

第 16 条 理事長は非常災害等緊急の必要があると認めるときはこの規程にかかわらず別の指示を行うことができる。

附 則

この規程は、昭和 48 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。